鈴鹿市地方創生会議の概要について

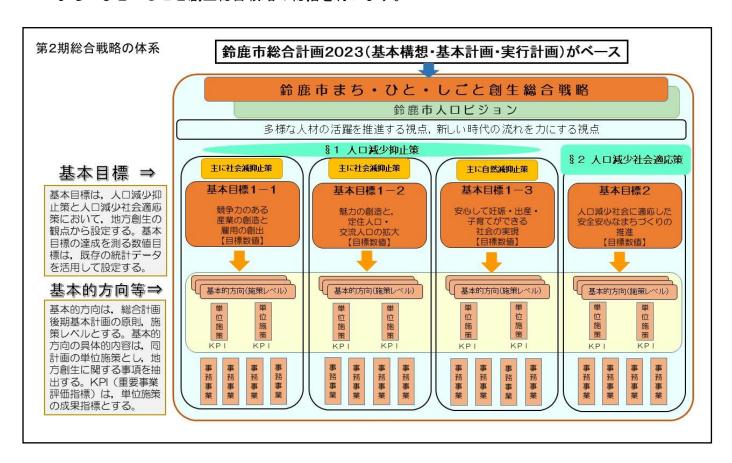
1 鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」により、鈴鹿市においても法第10条に基づき国及び三重県の「総合戦略」を前提とし、市町村版の総合戦略として、令和元年度までの「鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に続く「第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定しました。

この「第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、鈴鹿市総合計画2023との整合を図り、「鈴鹿市人口ビジョン(改定版)」(令和2年3月)の分析に基づく課題への対応や、地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、下図に示す人口減少抑止策及び人口減少社会適応策の2つの方向性において、4つの基本目標を掲げ、総合計画の後期基本計画からそれぞれの基本目標の達成に寄与する施策などを抽出し、総合戦略としてまとめています。

また、第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までとなり、当該計画の進捗管理及び効果検証について、毎年度、鈴鹿市・まち・ひと・しごと創生総合戦略での内部評価を経て、地方創生会議での外部評価を受け、進行管理を行っています。

令和6年度については、計画期間の最終年度となる令和5年度の効果検証及び第2期鈴鹿市・まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括を行います。



2 総合戦略の取組

総合戦略における取組内容としては、人口減少及び人口構造の変化がもたらす課題を踏まえ、4 つの基本目標に統計データなどから目標数値を設定し、それぞれの基本目標と目標数値の達成に寄与する「施策の基本的方向」及び「施策の具体的な内容」を位置付けるとともに、進捗状況を検証するための指標(KPI)を設定し推進を行います。

3 鈴鹿市地方創生会議設置の目的

鈴鹿市地方創生会議(以下「会議」という。)は、人口減少社会に対応した自立的かつ持続的なまちづくりを行うための本市の地方創生総合戦略である「第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の効果的な策定と施策の推進のため、学識経験者や産業界などから幅広く意見を聴取し、その知見を積極的に活用することを目的に設置します。

※鈴鹿市地方創生会議は、総合戦略の策定や取組の推進などに関する方向性を会議として意見集約し、市に対して提言などをする趣旨で設置するものではなく、構成員個々のお立場から地方創生に資する意見を聴取し、総合戦略の策定や推進などに活用させていただく趣旨で設置するものです。

4 構成員の定数及び構成

会議の構成員は15人以内としており、鈴鹿市総合計画2023との整合を図る観点から、鈴鹿市総合計画審議会委員又は審議会委員の構成団体の中から就任を依頼するほか、国の総合戦略策定の手引きに基づき、産業界、学術、行政機関、金融機関、労働団体、メディア(産学官金労言)の分野から就任依頼を行うこととしています。

5 会議

会議の開催、進行などは次のとおり行います。

- ① 会議の招集は市長が行うとともに、市長が座長となり会議の進行を行います。
- ② 会議には、会長、副会長などは置かず、全ての構成員が同等の立場で意見交換を行います。

6 令和6年度 会議開催スケジュール(予定)

▶ 回数:1回

▶ 日程等:令和6年8月7日(水)13時30分から

(事項) 令和5年度地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の取組事業の外部評価について 「第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標・施策の基本的方 向の達成状況に関する効果検証及び総括に係る外部評価について

地域再生計画(第70回認定分:第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生推進計画)の報告について

資 料 2

7 参考資料

(1) 鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程

平成27年6月29日訓令第8号

改正

平成27年9月28日訓令第14号 平成28年1月7日訓令第1号 平成28年2月12日訓令第2号 平成28年3月29日訓令第12号 平成28年5月18日訓令第17号 平成28年6月22日訓令第19号 平成29年2月24日訓令第1号 平成29年3月13日訓令第3号 平成29年3月24日訓令第5号 平成29年8月4日訓令第11号 平成29年9月12日訓令第14号 平成30年3月13日訓令第2号 平成31年3月25日訓令第3号 令和元年7月4日訓令第2号 令和3年3月19日訓令第6号 令和4年3月30日訓令第4号 令和5年3月31日訓令第4号 令和5年6月29日訓令第6号 令和6年3月29日訓令第4号

鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市長が行政運営上必要な意見聴取、情報共有、連絡調整等のため、職員以外の同一の学識経験者、団体の代表、公募市民等の参集を継続して依頼し、それらの者のみで、又はそれらの者を交えて開催する会議(以下「会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の名称等)

- 第2条 会議の名称、開催の目的、構成員数及び所管課は、別表のとおりとする。
- 2 会議の名称は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関と誤認されることのないよう配慮しなければならない。
- 3 開催の目的は、調停、審査、審議又は調査のためのものと誤認されることのないよう配慮しなければ ならない。
- 4 構成員数は、その開催の目的等に応じ、必要最小限の数とする。 (身分)
- 第3条 会議の構成員(本市の職員を除く。)は、本市の職員の身分を有しない。

資 料 2

(謝礼等)

- 第4条 会議の出席者(以下「出席者」という。)に対する役務の対価及び実費弁償として、予算の範囲内で謝礼及び市外から会議に出席するために要した旅費相当額を支給することができる。
- 2 前項の規定により謝礼及び旅費相当額を支給する場合は、その額等について、あらかじめ鈴鹿市事務決裁規程(平成9年鈴鹿市訓令第1号)第2条第8号に規定する部長の決裁を受けなければならない。
- 3 第1項の謝礼の額は、鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和24年鈴鹿市条例第58号)第2条に規定する報酬の額、出席者の役割等を勘案して、適正な額とする。 (会議)
- 第5条 会議への出席は、市長が依頼する。
- 2 会議の進行は、所管課の職員又は会議の座長として出席者のうちから互選された者が行うものとする。
- 3 会議は、出席者の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目的として、進行しなければならない。
- 4 会議は、必要に応じて、分科会、小会議等を開催することができる。 (その他)
- 第6条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

別表 (第2条関係)

会議の名称	開催の目的	構成員数	所管課
鈴鹿市地方創生会議	鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略	15人以内	政策経営部総合政
	の策定及び推進に係る意見聴取		策課
鈴鹿市特定個人情報保	行政手続における特定の個人を識別する	5 人以内	総務課
護評価書協議会	ための番号の利用等に関する法律(平成		
	25年法律第27号)第27条第1項に規定す		
	る特定個人情報保護評価に係る意見聴取		
鈴鹿市玉垣会館運営会	鈴鹿市玉垣会館における事業の実施及び	20人以内	地域振興部人権政
議	円滑な管理運営を行うための意見聴取		策課
鈴鹿市玉垣児童センタ	鈴鹿市玉垣児童センターにおける事業の	26人以内	地域振興部人権政
一運営会議	実施及び円滑な管理運営を行うための意		策課
	見聴取		
鈴鹿市一ノ宮市民館・	鈴鹿市一ノ宮市民館及び鈴鹿市一ノ宮団	20人以内	地域振興部人権政
一ノ宮団地隣保館運営	地隣保館における事業の実施及び円滑な		策課
会議	管理運営を行うための意見聴取		
鈴鹿市一ノ宮団地児童	鈴鹿市一ノ宮団地児童センターにおける	26人以内	地域振興部人権政
センター運営会議	事業の実施及び円滑な管理運営を行うた		策課
	めの意見聴取		

資 料2

F			
鈴鹿市空家等対策協議	鈴鹿市空家等対策計画の策定及び変更並	15人以内	都市整備部住宅政
会	びに実施に係る意見聴取		策課
SUZUKA女性活躍	あらゆる分野における女性の参画を促進	15人以内	地域振興部男女共
推進連携会議	するための関係機関間の情報共有及び連		同参画課
	絡調整並びに男女共同参画社会推進のた		
	めの意見聴取		
5 歳児健診検討会議	集団活動になじみにくい児童等を早期に	20人以内	子ども政策部子ど
	発見し、適切な支援を行うための5歳児		も家庭支援課
	健診の実施に係る意見聴取		
小児等在宅医療に係る	在宅で医療を必要とする小児等が医療及	30人以内	子ども政策部子ど
行政機関等連携会議	び福祉のサービスの提供を受け、地域で		も保健課
	安心して療養できるための関係機関間の		
	情報共有及び連絡調整		
鈴鹿市認知症初期集中	認知症の早期診断及び早期対応に向けた	15人以内	健康福祉部長寿社
支援チーム検討会議	課題並びに認知症施策に係る意見聴取		会課
鈴鹿市農業委員会委員	鈴鹿市農業委員会委員の候補者に係る意	5人以内	農業委員会事務局
候補者検討会議	見聴取		
鈴鹿市地域づくり検討	地域づくり協議会と行政との協働の仕組	13人以内	地域振興部地域協
会議	みを整備するための意見聴取		働課
鈴鹿市手話言語施策推	鈴鹿市手話言語条例(平成30年鈴鹿市条	6人以内	健康福祉部障がい
進検討会議	例第20号) 第6条各号に規定する施策に		福祉課
	係る意見聴取		
鈴鹿市特定空家等判定	特定空家等の周辺の生活環境を保全する	5人以内	都市整備部住宅政
検討会議	ための必要な措置に係る意見聴取		策課
鈴鹿市学校給食費検討	学校給食費の額に係る意見聴取	6人以内	教育委員会事務局
会議			教育総務課

(2) 鈴鹿市地方創生会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程(平成27年鈴鹿市訓令第8号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、鈴鹿市地方創生会議(以下「会議」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取する事項)

- 第2条 会議において意見聴取する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に関すること。
 - (2) 総合戦略の取組結果の検証に関すること。
 - (3) 総合戦略の効果的な推進に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に関して必要な事項

(開催期間)

第3条 会議の開催期間は、平成27年9月15日から令和7年3月31日までとする。

(会議の構成員)

第4条 会議は、別表に掲げる分野に属する者をもって構成する。

(会議)

- 第5条 会議に座長を置き、市長が座長となり進行するものとする。
- 2 会議は、出席者の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目的として進行しなければならない。
- 3 会議の目的のために必要があると認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、 又は資料の提出を求めることができる。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職を行う。

(会議の公開)

第6条 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるときその他公益上必要があると認めるときであって市長が非公開と決定したときは、この限りでない。

(会議結果)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく会議結果の要点録を作成し、これを公表するものとする。ただし、 前条ただし書きの規定により非公開とされた会議の内容については、この限りでない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、政策経営部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成27年9月15日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

分野
学識経験者
産業団体
金融機関
報道機関
労働団体
住民自治組織
行政機関

(3) 鈴鹿市地方創生会議の傍聴に関する取扱い

1 傍聴人の定員

会議の傍聴人の定員は5人とする。

2 傍聴証の交付

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証(様式1)の交付を受けなければならない。 なお、傍聴証は、会議開会予定時刻の30分前から10分前まで、会場の受付において交付する。

3 定員を超えた場合の取扱い

傍聴証は先着順に交付することとする。傍聴しようとする者が傍聴定員に達した場合 、それ以降は傍聴証を交付しないこととする。

4 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている 者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1)会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4)飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6)携帯電話を使用しないこと。
- (7)録画、録音、写真撮影等をしないこと。
- (8) その他、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

6 傍聴人への資料の配布

傍聴人には、会議資料を配布するものとする。

7 係員の指示

傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

市長は、ここに定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人が従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができるものとする。

(様式1)

鈴鹿市地方創生会議傍聴証 <u>NO</u>

年 月 日限

※この傍聴証は、お帰りの際、事務局へ返却してください。

【傍聴に際しての注意事項】

- 次のいずれかに該当する場合は、傍聴できません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている場合
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている場合
 - (4) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる場合
- 傍聴に当たっては、次の事項をお守りください。
 - (1)会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでく ださい。
 - (2) 大声を発する等騒ぎ立てないでください。
 - (3) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないでください。
 - (4)飲食又は喫煙をしないでください。